

第36回接続料の算定等に関する研究会 議事概要

日時 令和2年9月17日(木) 10:00~11:30

場所 WEB会議による開催

出席者 (1) 構成員

辻 正次 座長、相田 仁 座長代理、酒井 善則 構成員、
佐藤 治正 構成員、関口 博正 構成員、高橋 賢 構成員、
西村 暢史 構成員、西村 真由美 構成員
(以上、8名)

(2) オブザーバー

東日本電信電話株式会社 真下 徹 相互接続推進部 部長
徳山 隆太郎 経営企画部 営業企画部門長
西日本電信電話株式会社 田中 幸治 相互接続推進部 部長
重田 敦史 経営企画部 営業企画部門長
KDDI株式会社 関田 賢太郎 相互接続部 部長
渡邊 昭裕 相互接続部 a u企画調整グループリーダー
鬼頭 隆 相互接続部 ネットワーク企画調整グループリーダー
ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 相互接続部 部長
小林 一文 渉外本部 相互接続部 アクセス相互接続課 課長
後藤 綾美 渉外本部 相互接続部 コア相互接続課 課長
南川 英之 渉外本部 相互接続部 移動相互接続課 課長
一般社団法人テレコムサービス協会
荻堂 盛修 FVNO委員会 委員長
佐々木 太志 MVNO委員会運営分科会 主査
金丸 二郎 MVNO委員会運営分科会 副主査
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
立石 聡明 副会長専兼専務理事
小畑 至弘 常任理事
NGN IPoE協議会 外山 勝保 副理事長
鶴巻 悟 事務局担当

株式会社NTTドコモ 田畑 智也 経営企画部 料金企画室長
下隅 尚志 経営企画部 接続推進室長

(3) 総務省

竹内総合通信基盤局長、今川電気通信事業部長、吉田総務課長、
大村事業政策課長、香月事業政策課調査官、飯村事業政策課企画官、
中川事業政策課課長補佐、田中料金サービス課課長補佐、
中島料金サービス課課長補佐

■議事概要

- 第四次報告書（案）に対する意見及びその考え方について
 - ・ 事務局から資料36-1から36-4について説明が行われた後、質疑が行われた。
- 令和元年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況について
 - ・ 事務局から資料36-5について説明が行われた後、質疑が行われた。

■議事模様

○ 第四次報告書（案）に対する意見及びその考え方について

（事務局より資料36-1から36-4までに基づき説明）

【辻座長】 どうも長時間の説明ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、御質問等がございます場合には、挙手の上、御発言をお願いしたいと思います。どなたからでも結構ですので、よろしく願いいたします。

【酒井構成員】 すみません。酒井ですけど、よろしいでしょうか。

【辻座長】 どうぞ、酒井構成員、お願いいたします。

【酒井構成員】 質問ではなくて、意見、コメントでもよろしいわけですね。

【辻座長】 結構です。どうぞお願いいたします。

【酒井構成員】 分かりました。皆さんの御意見、大体今までに委員会で伺っていた範囲と相当近いので、すごく多いんですけども、ある程度理解したつもりですが、主なところで言いますと、やはり卸におけるベンチマークをどう決めたらいいとか、そのベンチマークという方式でいいのか、接続料の原価という形のほうがいいんだろうとか、そういう話ではないかと思えます。

このあたりでもいろいろ、例えばリテールマイナス料金とか広告料とか、いろんな話も

ありますけれども、例えば広告料とか、例えば基礎研究費があったとして、あるいは何か社会貢献のお金があったとすると、そういったものによって、その企業の価値が上がり、努力が上がって、それがもともとの接続料の原価のほうに反映するのなら、そこで反映していただくと非常に問題ない話ですし、結構なのではないかと思っておりますし、例えば「リテールマイナス」という言葉でも、リテールマイナスの決め方というのは、直感的に、素人考えからすると、まあそうだろうなという気がしますので、そういう決め方が非常に適切で、結果的に、これによってベンチマークを上回ることはなくて、ちゃんとしたいい料金体系ができるんだということは、マクロに説明できれば、それが一番いいのではないかなという感じはいたしました。

あと、予測値の関係ですけれども、コロナみたいな想定外になった場合にどうしたらいいかという話が前からありますけれども、これについて、必ずしも「難しい、難しい」と言うのではなくて、確かに難しいと思えますけれども、先行きこうなったらこうなる、こうなったらこうなるというのをオルタナティブ、例えばコロナがぱっと1か月で終わっちゃったらこんなになるでしょうし、3年かかったらこんなになるでしょうといった、いろいろなケースで言っていただくと、ほかの企業の方も分かりやすいのではないかと思います。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。ただいまの御意見につきまして、総務省のほうから何か御回答、あるいは考え方等がございますでしょうか。

【田中料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。御意見いただきましてありがとうございます。

前段の接続料に含めるというものは、現行のルール上、含めることが可能なものというものは含められていると思えますので、実際の含め方等については、接続ルールに基づいて、きちんと行われているかは引き続き見てまいりたいと思えます。

また、一番最後のリテールマイナスに関する部分でございますが、これについては、通常の接続というのがしっかりと機能しているような状態であれば、そういったリテールマイナスという形で、卸について行われるというのは通常の実態ではないかと思えますが、他方で今回議論になっておりますところについては、指定設備に対する手当が不十分であるために、今回コストベースで考える、コストベースで利用する部分がないために用意するというような観点でございますので、そういった報告書の御意見を踏まえながら、今後

しっかり検証を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

【酒井構成員】 了解しました。そうだと思います。

【辻座長】 ありがとうございます。そのほかにごさいますでしょうか。

【田中料金サービス課課長補佐】 辻先生、関口先生から御意見があります。

【辻座長】 そうですね。その後、佐藤構成員、お願いします。それでは、関口構成員から願います。

【関口構成員】 関口でございます。今ほどの説明で、考え方について理解が進んだわけですけれども、やや念押しの意見を、意見7及び意見17に関連して述べさせていただきます。

今回の報告書の中でのトーンとしては、意見4とか意見10にも書いてあるように、適正な卸役務の交渉が期待できるかどうかについての評価なんだということで、同一の設備で卸と接続ができるということを意図しているわけではないという趣旨は貫徹されてると思ってるんですね。その意味で、この意見7に関連して申し上げると、特に緊急通報等については、MVNOさんが新たに700カ所近くある消防機関ですとか、50カ所の警察機関ですとか、あるいは海上保安庁の機関だとか、こういったところとの接続を含む交渉を新たにしなければならないということは、やはりハードルが高いわけで、ここについても、検証の中では、同じようなレベルで見ていく必要があるというふうに思うんです。

ここに関しては、4月に行われた第31回のヒアリングの中で、ドコモさんは卸提供で考えたいという御意見は表明されていらっしゃるわけですけれども、その後、特にこの考え方が変わっているのかどうか、あるいは、その卸提供の水準がどの程度なのかについての確認はされておられません。あるいは、KDDIさん、ソフトバンクさんについては、この緊急通報をMVNOに対してどのような形で提供されるのかについてもまだ確認できていないということを考えると、卸と接続と比較するという中では、このような緊急通報等の扱いについて、今後とも注視していく必要があると思うんです。

ここで重要になってくるのは、実はこういった回線管理機能等の明細が全く分かってなかったとか、ブラックボックスの中にあったということで、意見50以降ぐらいからのところで、ステップ2、ステップ3については、直課するものは直課したりして、ちゃんとやってるから開示は要らないんだという御意見が随分強かったわけですが、こういった緊急通報等の検証を行う上でも、コスト情報が適切に把握できるということは不可欠なわけなので、この点からも配賦の手続書を含めて、詳しい情報をぜひ作成いただくという

ことは必要になってくるだろうというふうに思っています。これが、まず意見7に関連した意見でございます。

もう1つ、意見17に関連して意見を述べたいと思うんですけども、ここも考え方の中で十分に意見に対するえ方は提示されているので、やや繰り返しのようになるかもしれませんが、この意見17の中で、特に2番目、3番目がちょっと気になるところであります。

これはソフトバンクさんからなんですけれども、長い間リテールマイナスをやってきたんだと。そういう中で、定額制ですとかあるいは準定額サービス等の導入によって、十分実質的な利用者料金が下がってきていて、それで十分ではないかということを書いてあるんですが、15ページ目のところで、「したがって実質的な利用者料金からのリテールマイナスにより卸先事業所も含めた競争が十分に機能するものと考えます。」と。ここはちょっと私とは考え方を異にしている、少なくともMVNOにとって、このリテールマイナス、つまり30秒、利用者料金の従量料金が20円ですが、長いことこの20円を基礎に卸提供が行われてきたということに加えて、基本料も契約ごとに払うというコスト構造の中で、MVNO各社さんは卸によっては定額・準定額のようなサービスが提供できなかったというふうに認識しているんですね。唯一できたのは、中継事業者を経由した中継方式を使って、プレフィックスを使うという形での5分定額等ができたにすぎないので、卸でこのような競争環境が成り立つような記述はやや違和感がある。ここは考え方の中で十分に示されています。16ページのところでですね。詳細は省きますが、この記述で十分に私はよろしいかと思っています。

なお、その後に、9月にリテールマイナスの料金を下げるので、それを待ってから検証してくれという指摘があるわけですけども、ここについても、このような場、あるいはもちろんどコモと日本通信との間の大蔵省裁定、こういったものを通じて値下げがようやく出てきたという状況ですので、新たなリテールマイナスとしての9月の新料金を含めて、コストベースの料金との比較をしっかりとさせていただくという形でよろしいのではないかと考えています。

以上、2点でございます。私からは以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。それでは、総務省から何か今の御意見に対して、御感想とかございますでしょうか。

【中島料金サービス課課長補佐】 はい、事務局でございます。今の関口先生の御意見、

まず1つ目でございますが、緊急通報等の検証の必要性ですとか、配賦整理書の作成・提出、ステップ2及びステップ3における抽出・配賦の考え方の明確化についてしっかりやっていくべきというような御意見を頂戴したところでございます。意見7の考え方のところでは若干付言させていただいておりますけれども、代替性の評価を行う際に外形的な評価というものをももちろん行っていくとともに、やはり接続のメニューができて、その接続のメニューというものが、ちゃんと卸契約の交渉の適正化に寄与しているかどうかと、こういった実質的な点も見ていく、こういったところが極めて大切なのだというような御意見というふうに頂戴いたしましたので、我々も、これから代替性の評価を行っていくときには、そういった点も含めて総合的に評価していきたいというふうに考えております。

あと、配賦整理書の方も作成・提出をしっかりということですので、これは我々の方としてもきちんと配賦整理書を出していただいて、しっかり検証していきたいというふうに考えているところでございます。

また、意見17の方につきましては、やはり卸料金というのはコストベースとの関係で考えていくということで報告書・ガイドラインの考え方が出来ておりますので、そういったところを含めて、きちんとやっていきたいと考えております。

以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございます。関口委員、これでよろしいでしょうか。

【関口構成員】 はい。丁寧にフォローしていただいて、どうもありがとうございます。今、報告書の56ページの図2の1という原価算定の費用配賦方法について見直しているんですけども、ステップ2のところは、回線容量課金対象費用の抽出を行っているというところでありまして。今の議論というのは、まさにここのチェックをしていくということですので、事務局のコメントにもありましたように、ここについての配賦の適正性等の検証というのも決しておろそかにできないというふうに理解しておりますので、よろしくをお願いします。

【辻座長】 どうも重々ありがとうございます。それでは、続きまして佐藤構成員から発言が求められておりますので、佐藤構成員、お願いいたします。

【佐藤構成員】 甲南大学の佐藤です。

コメントになりますが、まず先ほどの総務省の説明で整理されていたことをもう一度確認しておきますと、卸料金というのはリテールマイナスで一般的に決まっているということ。したがって、卸料金においてリテールマイナスということ自体が問題であるというこ

とではないということ。ただ、卸料金に関して、適正である場合と、競争上の問題が起こっている場合があって、問題が生じる背景としては「交渉上の優位性」が存在するということ。代替性がないことにより交渉上の優位性が生じるので、代替性ということで接続が機能しているかどうかといったことを見ていく必要があるということだと思っております。そういう内容であったと理解しています。

コメントとしては、まず、11ページ、意見13。NTTの意見で、自己設置/接続/卸といった選択肢がある中で、NTTの卸役務を使い続けているということが不当に高額ではないことの証左だとする意見について、そういう考え方もあるけれど、逆に高いと思っっているのに、接続等の代替物がないので長きにわたり使わざるを得ないという考え方もできる。そういう意味で、どちらが正解なのかについては、接続が本当に機能しているのか、代替性が十分あるのかということを検証していく必要があるということだと思っております。

そういう意味では、ソフトバンクの示した意見では、8分岐シェアドアクセスの使い勝手がよくない、代替性という意味で接続が十分機能してないという実態があるのではないかと問題提起されていたので、ここに書いてあるNTTの論理について、私としては残念ながら納得できていません。NTTの言う論理が正しいのかについて、接続の代替性を含めた検証が必要になるかと思っております。

次に、モバイルでソフトバンクの意見17ですね。関口先生とほとんど私も同じような考えであります。リテールマイナスの料金設定を長く続けていて、代替手段がないからといってリテール料金ではなくベンチマークを使うのはおかしいとの意見。10年間、音声卸料金が下がらなかったという事実がある。今回、結果的にいろんな対応を実施し、卸料金を下げる、新しい代替的なサービスも提供しますと言われていて、それは結構なんですけれども、今回こういう会議、議論の場を持ったことで、卸料金が下がるとか新しいサービスに対応するというようなことが実現しつつあるということが現実。本当は議論の場を設けることで、いろいろな圧力が生まれ、こういった改善が行われるのではなくて、政策としては継続的にその卸料金が下がる仕組みを作ること、より適正なサービス・料金をMVNOに対して提供できるような状況を作るというのが大事。その意味で、考え方に書いてあるように、接続の代替性がないことにより問題が起きているという状況に対処するため、ベンチマークを作って適正性を検証してますよというのは極めて論理的で、納得できる説明だと思っております。

あと、個人的意見として、ソフトバンクの意見を聞いていると、固定のときは接続が十

分ではなくて、もっと卸料金低廉化に繋がる新しいルールが必要だという意見を示し、他方で、モバイルでは接続なり代替性がなくても、いろいろ料金を下げるような対応もできるのでルールは要らないと言ってるように理解しました。そうすると、何か立場によって論理が整合してないような気になります。そういう意味では、固定であっても、モバイルであっても、競争政策として理屈がきちんを通る、論理が整合するように意見を作っていただきたいと思います。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。ただいまの御意見につきまして、総務省のほうから何か御意見がございますでしょうか。

【田中料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。御意見頂きまして、ありがとうございます。

1つ目のリテールマイナス自体は問題ということではないという点、おっしゃるとおりでございます。今回、指定設備による不可欠性であるとか、交渉上の優位性の手当が不十分であるため、こういったようなコストベースの考え方をとっているというところでございます。

2つ目の接続との関係でございますが、おっしゃるとおり、接続についても、例えば今、JAIPAさんなどから、ユーザー単位での接続等について御意見が寄せられていて、報告書の中でも、代替性を高める取組について、今後両方で協議をしていくということも記載してありますので、そういったところも含めて、総務省としてしっかり確認していきたいと考えております。

3つ目、4つ目については、賛同の御意見ということかと思っておりますので、引き続きそういった御意見を踏まえながら、しっかり検証等を進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

【辻座長】 ありがとうございます。それでは、そのほかございませんでしょうか。

そうしたら、まだ議題もございますので、一応コメントはここで打ち切らせていただきまして、構成員の御意見を伺っていますと、例えば緊急通報とか、先ほどの意見13の自己設置等々でコメントが出ましたので、今後どう反映させるかということで、私のほうに御一任いただくということで、第四次報告書を取りまとめていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【辻座長】 ありがとうございます。そうしたら、そのように取り運ぶことにいたしますので、事務局と相談の上、検討したいと思います。それでは、どうもいろいろとありがとうございました。

続きまして「令和元年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況」についての議題に移りたいと思います。事務局より説明いただき、その後、質疑応答の時間を設けたいと思います。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○ 令和元年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況について

(事務局より資料36-5に基づき説明)

【辻座長】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等がございます構成員は、どうぞ挙手でお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

ないようでしたら、ただいまの御説明は了承ということをお願いしたいと思います。

それでは、予定しておりました議題は全て終了いたしました。最後に、第四次報告書及びガイドラインの公表と次回の会合につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【田中料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。本日は、御議論、また報告書のお取りまとめいただきまして、ありがとうございました。取りまとめいただきました第四次報告書と、総務省にて作成しておりますガイドラインにつきましては、総務省ホームページにて公表することを予定しております。

また、次回会合の詳細につきましては、別途、事務局より御連絡差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

【辻座長】 どうもありがとうございました。それでは、本日の議題は終了いたしましたので、これもちまして、第36回会合を終了したいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

以上